

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄復帰準備委員会 総務産業経済地位協定 各小委員会

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 沖縄復帰準備委員会, 沖縄復帰準備委員会, 総務、産業経営、地位協定各小委員会 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43746

産業経済小委員会

万大 博阪
 大政 外 外 外 外
 務 務 務 務
 次 次 次 次
 官 官 官 官
 審 審 審 審
 長 長 長 長
 計 計 計 計
 文 文 文 文
 會 會 會 會
 營 營 營 營
 給 給 給 給
 長 長 長 長
 企 企 企 企
 參 參 參 參
 照 照 照 照
 長 長 長 長
 移 移 移 移
 長 長 長 長
 中 中 中 中
 東 東 東 東
 北 北 北 北
 西 西 西 西
 保 保 保 保
 北 北 北 北
 三 三 三 三
 一 一 一 一
 二 二 二 二
 東 東 東 東
 洋 洋 洋 洋
 長 長 長 長
 近 近 近 近
 了 了 了 了
 長 長 長 長
 經 經 經 經
 次 次 次 次
 總 總 總 總
 國 國 國 國
 長 長 長 長
 統 統 統 統
 三 三 三 三
 改 改 改 改
 技 技 技 技
 二 二 二 二
 國 國 國 國
 一 一 一 一
 理 理 理 理
 長 長 長 長
 協 協 協 協
 長 長 長 長
 參 參 參 參
 長 長 長 長
 國 國 國 國
 長 長 長 長
 經 經 經 經
 科 科 科 科
 長 長 長 長
 專 專 專 專
 長 長 長 長
 社 社 社 社
 長 長 長 長
 外 外 外 外
 文 文 文 文
 長 長 長 長
 一 一 一 一
 二 二 二 二

注意
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更等については検閲班に連絡ありたい。
 5-22

電信写

総番号 (T A) 24324 主管
 70年5月20日15時20分 沖 縄 発 着 半北1
 70年5月20日17時41分 本 省
 外務大臣殿 高瀬 (天) 臨時代理大使 総領事 代理

産業経済小委検討項目
 牙56号 平 (粉砕)
 佐電牙55号に同じ
 各小委員会の構成も決定したので逐次開催の準備とすよう取計いたるところ産業経済小委員会については一応下記の項目を本方より提示することといたしてお見込みにより関係相庁とも打合せの上何分の儀取急が回憶ありたい。なお本項目は長期的観点から例示的のものとして作成したものであり今後における各小委員会の議論のための資料となる性格を有するものであることをお含みおきありたく、米琉側も試案を準備中模様であるので席上これ等とつぎ合せの上

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

リスト作成を具体化してゆく手順を考えている。
 (イ) 外資企業の取扱
 (ロ) 諸条約協定等の取扱 (沖縄に対する通用の問題点)
 (ハ) 外国人の利益保護
 (ニ) 輸入制限に関する措置
 (ホ) 旧国果有財産の取扱
 (ヘ) ドル資産の保護と交換性の問題
 (ロ) 課税問題
 (セ) 石油問題
 (リ) 水道問題
 (ス) 電力問題
 (ル) 左沖米國資産の承継
 (レ) 通貨切替問題
 (ワ) 本土沖縄間就航船舶の取扱
 (カ) 本土沖縄間就航航空機の取扱
 なお他の小委員会についても米琉側の方針

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

も打診の上適宜準備を進行することと致し
た。

(3)

秘

外部に配布せず

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 24865
 70年5月22日19時29分 沖 絶 主管
 70年5月22日22時19分 本省 發着 米北1
 外務大臣殿 高橋(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

産業経済委員会

269号 平

産業経済委員会は本22日朝/回会合を
 行つたが、議事概要は次のとおり(米側
 ハーク・ハッセル-USCAR 経済局長心得
 ベーカー経向)

1. 本委員会の運営方法について代理会
 議で討議されたことあり(従電が55年3月末
 尾参照)当分FREE TALKINGの形式でこ
 れを運営すること合意を見よ。
2. 6月3日の代表会議の準備作業として

万大 博阪

大政事外外務官
事務次長

巨官官審審長長
條給入電厚計

條給文会管給

條給

國資長領移長

參事(企)

參領旅移

參事(中東)

長北東西

長北北保

長南一

長西東洋

長西

近參近ア

長総次総経國万

長參統國

長経協二

長協協一理

長參領規

長國參政経科

長社専

長情長内外

長文長

長

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

本委員会は米側常任委員より BURKE の個人的提議として準備された外資金融機関
条約適用、通貨切替、資産承継、産業公
室、課税問題等、諸問題等 BASIC およ
GENERAL NAHA ITEM についてのリスト
について来る25日(月)会合の上検討する
ことと合意した。なお会議傍録米側は作
業の進め方として、日疏米と米とが本
委員会に取上げてきた問題の各自のリスト
を持ち、比較検討した上、共通のリス
トを作成することと提議した。日本側
としては既にリストを作成し本委員会
場へ提出する適否につき東京に請訓中
があるので、右を次回までに提出すること
は困難なりと応酬しておらず、経済もあり、
往電が56年につき取急を回電ありたい。
(3)

—と—

子送付
北米課
アメリカ局長
参事官
北米一課長

秘密標記 (赤色)

() 準 第 20 号
昭和 45 年 5 月 21 日

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所
高瀬 代 表



閣下者へご一筆お送りする

- 換処理
- 首席事務官
- 渉外課長
- 業
- 航空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- 力夕夕
- 局庶務

課長印
45.5.22

(件名) 産業至済小を模範項目について

引用公・電信 5月19日及び20日付
日付・番号 浮電 才55号 才56号

産業至済小において模範項目を整理し、
先づ講義を求めた所であり、
連し、項目毎の模範内容等について別紙のとおり

付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (D.P) 付属船便 (貨) 付属船便 (郵)

本信送付先
本信写送付先
配付送

とりまとめたので、
送付申し上げます。本件題目に依り当該
小委員会の作業と同様のことについて何見の
意見と共に至急の回答を願います。

別紙

準備委員会・産業経済小委員会におかれたい検討すべき項目

1970.5.18

優先順位	検討項目	検討内容	関係省庁	関係法令等
1	外資証券の取扱...	○共同声明以前の問題 ○共同声明以後の問題	大蔵通産農林等	外債に関する法律
	諸条約の協定等、 取扱...	○既条約の協定等に関する問題 ○新条約の適用に関する問題	通産・大蔵	通商航海に関する法律 二重課税防止協定 提議保証協定等
	外国人の利益保護	○ミロ人の利益保護 ○米口人被扶養者の扶養問題	総理府	地位協定に関する法律 国籍法 外国人労働者に関する法律
	輸入制限に関する措置	○制限品目の将来にわたる需要の見直しを必要とする 等の取扱...	通産・農林・大蔵等	外口貿易管理法
	旧口果有財産の取扱...	○日本政府への承継 ○米口民政府による、了了した処分、取扱...	大蔵・自治・法務	口有財産表・地籍自治法
	口資産の保護と交換性の問題	○対象資産の範囲 ○交換性の保証の手続き ○交換に付したる金法	大蔵	外口信託及心外口貿易管理法

総 理 府

優先順位	テーマ	検討事項	関係省庁	備考
	課税問題	<ul style="list-style-type: none"> 。租入課税の問題 。資産再評価の問題 。欠損金処理 。企業誘致の税制の特例措置 	大蔵・自治	<ul style="list-style-type: none"> 。蓄積特許法 。協定 。各種特許法
	石油問題	<ul style="list-style-type: none"> 。流通系 。石油格体系 。高等官給与金の関係 。将来の需給予測 	通産・大蔵	石油業法
	水道問題	<ul style="list-style-type: none"> 。西格体系 。高等官給与金の関係 。水道源の確保 。将来の需給予測 	厚生・大蔵	水道法
	電力問題	<ul style="list-style-type: none"> 。西格体系 。高等官給与金の関係 。将来の需給予測 	通産・大蔵	電通業法
	在米米口産産の承継	<ul style="list-style-type: none"> 。公社・銀行等 。道路・老朽等 。公共建築物等 	大蔵	所有財産法
	通貨切替の問題	<ul style="list-style-type: none"> 。FIM通貨量の推計 。環球にわたる資金循環 。円への切替の準備 	大蔵	貨幣法

総 理 府

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

10. ADMINISTRATION OF POL (SALES, DISTRIBUTION, ETC)

11. APPLICATION OF INDUSTRIAL SAFETY AND POLLUTION REGULATIONS

12. REVIEW OF US AND GOJ ASSISTANCE PROGRAMS (MAGNITUDE AND COMPOSITION OF AID PROGRAMS, BUDGET DEFICITS, ETC)

13. TREATMENT OF FOREIGN PROFESSIONALS

14. TREATMENT OF REAL ESTATE TITLES AND LEASES

(3)

-3-

秘
無期限

条約課長
法規課長
アメリカ局長
参事官
北米第一課長

準備書、高等経済小委員会に付
検討項目について

4.5.27
米北一

在米に在りし、該準備書呈送後、公信を
もち、別表を添付紙にのり、之を渡す

各省に配布し、追加意見の有無を照会し
て置く。生版の本文に記載の検討項

目のうち、かつ、追加意見は、出仕の
か、調査、資料両省に(1)が記号中の

「検討内容の一部につき、日米例を提起すべ
き問題」は、(1)が記号中の

「調査省、の補に追加を依頼した
追加意見の送付に付、その旨を

1. 調査省 別添付1.
2. 資料省 別添付2

在米、資料省の準備書に在りし一般の答
案に付、(1)が記号中の、(2)が記号中の

送付に付、(1)が記号中の、(2)が記号中の

別添

準備書、産業経済小委員会 10.4.43
検討項目 10.7.12

45.5.27.
本紙。

調査省 追加意見 以下2通り。
(但し 検討項目 3つと10.7.12の意見とは別)

1. (1) 水道内題 10.7.12

「国産水産物」の「健全な成長」と指定された
が、工業用水の条件とあるのは「適量」を
追加して欲しい。

2. (1) 課税内題 10.7.12

「検討事項」の「産業誘致」の「特殊
措置」とあるのは、その内容は「半国産品
に對して差別待遇をしないこと」とい
うことであるから、日本側から提起すべき
事項ではないかと考へる。

別添

○ 農林省 10.8.45.61
(○ 沖繩対策室、あだ5氏) 45.5.26.午前

1. 関係省庁の欄に記載してある外、農林
省所管の事項があるとして後刻追加したい。

2. 旧国界有或る取扱の19問題について
は 本例の内容提示あり(前記日本例より
提示したい)。

資料
農林省
関係
省庁
の
意見
を
踏
ま
へ
て
考
へ
る
事
を
期
す

3. 準備書の機能が十分分らない。
例えば「検討項目」の使い出しのあたりに
あてつけの力! 現状の把握の作業が
必要に思ふので「はなす」。

4. 検討内容の書き方には異論がある
ので「はなす」を採留にしたい。

5. 優先順位 について問題があるので
保留した。

[注] 以上に関連して次の点も
合点がないので説明願った。

- 不
系
長
を
- (1) 各小委員会構成、内容、経緯
及び沖縄推進協議会の対応との関係
 - (2) 副官の
検査項目は例示であること
を確認したいかどうか。

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

秘
無期限

条約課 意見

1. (iv) 「在沖米同盟の承継」について

「承継」といふ表現には問題ありと見て
本項目は「在沖米同盟」とするに
した。

2. (iv) 「協定の協定等の取扱い」

協定の協定等を沖縄の適用の
問題について、洗い出し
の取扱いを、協定の
適用の適用の措置について
検討すること
とする。

秘
無期限

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

準備委員 産業経済小委員会の
検討項目について

28
4.5.5.23
米北一

準備委員 高瀬大使より 東電556号を
主として 検討する 本件検討項目表に

関し、(関係者)の意見も本表に
記す。下記のとおり。(23日(土)に干渉) 節記す

記

1. 沖縄地方対策 (別紙1参照)

23日 参事官 高瀬大使より 参事官の計
"意見" 内容 参事官より 山崎参事官より

此の報告は手通中
25日(日)に用
5月30日(土)に
7月1日(日)に

GA-5

外務省

参事官 高瀬大使より 参事官の計
"意見" 内容 参事官より

2. 古森商 (別紙2参照)

23日 参事官 高瀬大使より 参事官の計
"意見" 内容 参事官より

参事官 高瀬大使より 参事官の計
"意見" 内容 参事官より

3. 通商関係 (1) 外貨匯率の取扱い
(2) 輸入制限の緩和措置 (3) 自由化

題の3項目につき 日本側の提議
による問題については 参事官の計

1~3. (別紙3参照)

4. 通商関係 (1) 及(2)の古森・沖縄
南航航船の取扱い

GA 6

外務省

92項目のうち、何れも本土政府の
 内題ありとし、前掲資料に
 いる。(別紙4参照)
 (別紙5.2)

5. 各地の法務省、自治省、厚生省
 の各資料()
 (別紙3.4.5)
 (別紙5.6.7参照)

別紙6

準備委員会 産業経済小委員会の
 検討項目について (案)

45年5月
 沖村 亨

① 上記小委員会は、沖縄の復帰準備
 に関する 渡辺外務大臣とマヤ一馬日
 米大使との間の 昭和45年3月3日付
 交換公文 2(2)(a)で あきらかにされた
 1)により、日米協議委員会により策定
 された 原則および指針に従い、復帰
 準備のために 現地で とらねるべき措置
 および その実施計画を 確定すること
 を 主な任務として いることから、当面、現
 地において 処理すること が 適当と 考へ
 (例として 資料の収集 責任の 具申等)
 したがって 外交上の 措置として は、次の事項
 が 考へられるが、 当より 検討項目

とし提案を以ては、このうちの一か
 ぶの項目とし、その他の項目に
 ついては相手方の提案をまづ
 取上げが否かを決定せしめ、
 之を以て相手方の考へを十分
 聴取の上、その趣旨を（関係省
 庁に通知の上、あつちの指示
 をうけよとのこと。

1. 旧 国 有 財 産 の 承 継 につい
2. 米 國 資 産 対 自 債 の 取 扱 い
 - (1) 一般資金所屬資産対自債
 2. 通債の替内題
 3. 外國人の株券 (1969年11月20日以前に沖縄に准拠した外資系企業(個人)の取扱い
 - (1) 外資法上の取扱い
 - (2) 外為法上の
 - (3) 税法上の
 - (4) 国有地使節に関する取扱い
 - (5) その他
~~法・石油・航空・船舶・金融その他~~
5. 1969年11月21日以後 沖縄に遷出た外資系企業の取扱い

別紙
極 秘

準備委員会産業経済小委員会の検討項目
について(等)

45.5.27

赤羽長義

標題のことについては、当面、下記各事項に関し、現地
において処理することが適当と考へらるる外交上の措置

処理原則については、もともと、条件的にいかにするかでなく
(このことは東京での外交交渉に際しては、ご承知のとおりであ

る)、たとえは、資料の収集、そのための手続方法の調査、情
報の交換など、たつて検討を行はうこととされた。

なお、返還協定に織り込むべき事項その他外交上の折衝
に際して処理すべき事項については、現在鋭意検討中であ

り、昨次、その事項のうち、現地において調査と尋ねるもの便宜
供与に依頼あるいは現地からの情報をもめるたど、具体

的、指示する予定であるので、念のため。

記

琉球政府の赤字問題の処理

大 蔵 省

(1)

2 旧国庫有財産の取扱

3 米国資産および負債の取扱

- (1) 一般資金所属資産および負債
- (2) その他の資産および負債

4 通貨の切替え

(注) 上記1~4は施政推進に伴い、純粋に国と国との
関係で処理すべきものである。

5 外国人の権益の取扱

- (1) 1969年11月21日以前に沖縄に進出した米国籍企業および
居住米国人の権益

(注) 外資、外債、租税(内税を含む)、不動産所有、賃借
(国庫財産にかかると含む)等の経済上の権益

- (2) 1969年11月22日以降に沖縄に進出する米国籍企業の
取扱

大 蔵 省

(2)

調査者の意見 (大塚 福島沖縄対策部長)

(1) 外資企業への取扱い

日本側から 検討項目として 提示する
べき内容については考慮する。

(2) 輸入制限に関する措置

復帰後の十か国の国内問題であり、
検討すべき項目として 日本側から 提示
すべき内容については考慮する。

(4) その他国内問題

10か国企業としての 外資企業への取扱いの
内容は 前記(1)と同じ。

(5) その他国内問題

検討項目として 提示すべき内容については、

運輸省回答 (政策課令村專内官)

- (1) 本土沖縄間就航船舶の取扱い
(2) 本土沖縄間就航航空機の取扱い

の2項目は削除する。

2. 理由

(1)に用い、沖縄には外資系船舶会社
は存在せず、米本土の船舶会社は

沖縄と本土間へ^上輸送^上就航し、
これは本土政府の国内問題であり、
復帰後の^上復帰準備期間中の^上対応として不適当。

備考に取扱いの措置は、上記のとおり。

(2)に用い、(1)と同様、沖縄には

外資系航空会社は存在せず、航空協
定問題及び^上南西航空、本土乗入^上

問題及び、これは何れも本土政府の国内問題。

上記(1)と同様の取扱いにより、
運輸省の対応は、上記のとおり。

沖縄と本土間の輸送は、
復帰後の復帰準備期間中の
対応として不適当。

別紙5

別紙5

法務省 (秘書課 法務連絡室 加藤中幹官)

省内 関係の課に 回覧 合議 後
に 特記 事項 あり。

GA 6

外務省

別紙6

別紙6

自治省 (企画室 諏訪部 補佐)

特記 事項 あり。 参考 あり。

GA 6

外務省

別紙付

31
11

厚生省 (総務課大田事務官)

省内関係課にも諮ったが、特に意見なし。

GA 6

外務省

1153 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 符号表示 暗 略 (平) 総第 31440 号

※昭和三十五年五月三十日 時00分発

第 55 号

大至急 (急) 普通・LTF 発電係

主管 米北

大 臣 三 野 邦子
政務次官 藤 田 龍 夫
事務次官 北 条 誠
外務審議官 北 条 誠
外務審議官 北 条 誠
官 房 長 北 条 誠

主管局部課 (室) 名 米北1

起案 昭和三十五年五月二十九日

起案者 吉川 有 由 電話番号 445

協議先 官給事務課 条約局長 北米2課 加藤 子
官房系秘書 事務官 安全保障課 加藤 子
条約課 北米2課 21(61)

高橋 大使 臨時代理大使

在 沖 晃 総領事 代理 代理

あて 愛知 大臣 発

電 報 在 大使 臨時代理大使 代理 代理 代理

件名 産業経済小委員会に於ける検討項目 (中加) (機密)

貴院が56号に渡し、

産業経済小委員会に於ける取り上げるべき項目

これに中加が提案すべきもの及びこれ

ら項目は、この中加の考え方は、次のとおり (関係有りと協議済み)

に、この中加の考え方は、次のとおり、

30 127

605

(※印欄内は電信課記入)

関係有りと協議済み

(昭和四十七年改正)

GB-1

米疏側との交渉の結果を逐次報告
ありたい。

1. 本件小委員会に取り上げられた項目の
取扱いについては、原則として関連
事項についての問題点の洗い出しを
整理して関連事項、情報の蒐集
及び米疏側の基本的考え方を要旨
の聴取を中心とし、各問題についての
当方の立場をコミットし、或いは示唆
を与える始末には避けつつ、最終的
に各々の問題についての主体的判断
は東京で行なうとの前提の作業を確
めたい。

なお、返還協定に絡り込められた
事項の他外交折衝により処理す

べき事項については、現在本省において
各省庁の協力を得て鋭意検討中であ
り、これら事項のうち、貴地への調査を
要し、または情報収集がべきものについては
随時訓令を以てお答えする旨あり

2. 貴地要の
右項目については、冒頭貴信別紙に
累次の貴電をも併せて検討の結果、
当方として意見あるもの次のとおり。

なお、これらの項目を米疏の提率に
照らして検討項目とすべきを合意の上、
委員会の作業についての優先順位に
ついては、内々協議の上、最終率確
定前に請訓ありたい。

- (1) 「外資企業の取扱い」

本項目は、日本側 ^{提示あり} 引渡しの ~~差支~~ 必要はないが、米琉側 ^可 可なり正式に提示ある場合は、取りあがりのこと懸念はない。

(四) 「諸条約協定等の取扱い」

条約、協定の適用の問題自体は後帰準備に就き ~~必要~~ ないものである。

3. 具体的に如何なる作業が考えられるかが報告ありなく、本項を独立の項目とせよとの可否については右報告を後で改め ^{指し} 指示する。

(一) 「外国人の利益保護」

「保護」の字句を削除あり。

(二) 「輸入制限に関する措置」

本項目は、基本的には後帰後の本土政府の問題であり、後帰準備に就き ~~必要~~ ないものにつき、現段階で検討項目として取り上げること暫く

ない。 ^{資産}

(一) 「ドル ^{資産} の保護と ^(性) 交換 ~~機~~ の問題」

本項目は種々機微な問題を含むあり、本項におけり検討を後で改めて訓令するものにつき、現段階では検討項目として取り上げること差控えられる。

(二) 「課税問題」

本項目は、純然たる内政的な一併化作業の一部としての側面と

にも、復帰時英の先立ち特の疏
 政の赤字財政との関連の、米側の
 了解のむねに実施方針検討の値
 うべき側面があり、現段階では、
 疏政の強い希望があれば、取敢
 ず後者のしほつた検討を催め、
 余地を残すことは差支ない。(絶
 巻才56号3.参照)。

(4) 「石油問題」

本項目については、個別的な外資
 系石油企業への取扱いを意味する
 ことあれば、上記(1)に吸収する
 ことあり、他方、冒頭英信別紙
 「検討内容」記載の親英側の作
 業を意味することあれば、内政的

な復帰準備として考慮すべきこと、
 現段階の検討項目として取り上げ
 必要はない。

(11) 「水道問題」及び(12) 「電力問題」

これら項目については、冒頭英信別紙に
 「検討内容」として掲げられたものは、
 従うべき準備要本業の作業とは
 いえず、おし取敢えずは主として
 米軍管理下にある公益事業 (public
 utilities) に関し、復帰の先在を、
 現地において解決すべき問題と
 を洗い出し、整理すべきものと考之。

(13) 「在沖米軍資産の凍結」

本項目については、「凍結」の言葉を
 使用する場合は、直ちに有償か

無償かとの議論を誘発お惧れ也
 ありのこなし現段階では「半国資
 業に負債」とし、かつ、冒険責任
 別紙の「検討内容」に記載の如き
 即物的な分類の作業より、あり
 (1) 「一般資金所属資産に負債」と
 (2) 「その他資産に負債」に分類
 して検討を行なうことが望ましいと
 考へよ。

(才) 「通貨切替之問題」

「問題」の字句を削除あり。

(7) 「本土・沖縄内航船舶の取扱」
 沖縄には外資系船舶会社は存在也
 才、本土の船舶会社が沖縄・本土内
 と航路にあり、^{その取扱は} 沖縄復帰後の本土
 政府の課題あり、沖縄系が取り扱
 うべき復帰沖縄作業の対象として不
 適当かつ、検討項目として提起する
 とは美に控へられた。

(8) 「本土・沖縄内航航空機の取扱」

沖縄には外資系航空会社は存在也
 才、日本航空協定上の課題から南西
 航空の本土系入内題はあり也。
 上記(7)と同様の理由により、^{本項目も} 検討項
 目として提起するに美に控へられた。

(7)

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の未印)	符号表示 暗 略 (平)	※ 総第 31441 号
	第 56 号	※ 昭和 45 年 5 月 30 日 19 時 00 分発
	大至急 至急 普通 LTF	※ 発電係

大 臣 秘書長	主管	主管局部課 (室) 名
政務次官	アメリ局長	米北 /
事務次官	参事官	起来 昭和 45 年 5 月 29 日
外務審議官	北平 課長	起来者 吉川 電話番号 445
官房長		

協議先	参事官	北平 課長
	参事官	院有 係長
	参事官	院有 係長
	法規課長	院有 係長

在 沖繩 高瀬	大使 臨時代理大使	あて 豊知 大臣 発
総領事	代理	

電 報 在	大使 臨時代理大使	あて
	総領事 代理	

件名 産業経済小委員会 (米案)

貴電第 72 号 参照し。

米側準備の案件小委員会による検討

討項目についての方々の考え方は次のとおり

にすぎない。右に示すのとよく措置ありたか、

結果臨時報告ありたい。

30 128

10/

寄 済

※印欄内は電信機記入

昭和四二七一改正

GB-1

2

(1) 4.7.26 11.17.27, 準備委員会
で取上げの準備作業の討
議と12847, 5.1) 純内政的の
題と考之す水とあり、取り敢えずの検
討項目から削除し、本件小委員
会その他検討項目について作業
の自途かついた段階で改めて考
慮す。

(2) 9.26 14.12.17.27, 表現が余
り強硬とあり、具体的意図が
明らからず、米側
の考之方と十分聴取の上報告あり
たか、各方の考之方報告を待つ
決定す。

(3) 12.12.17.27, 琉政の赤字問題と

GB-3 外務省

含め 今後の対沖縄援助計画は
 ついでに、第一義的に東京におき
 検討するに公と私との間に銀
 右検討の進捗状況を示すこと
 必要時期は意見を交換する余地を
 残す程度に止めおくことにする。

(4) 2. B. 6. については 往電 55号
 2. (b) B. 11. (12) を参照せよ

(7)

ソカヒ 万大 博阪

参事官 外務省
 参事官 典務
 参事官 審察局長
 参事官 入札計
 参事官 文書管理

参事官 参調析企
 参事官 参調旅移

参事官 参地中東
 参事官 北東西
 参事官 参北北歐
 参事官 参一
 参事官 参西東洋
 参事官 西東

参事官 参参近ア
 参事官 次總経国万

参事官 参参統國
 参事官 参改技二
 参事官 国一理

参事官 参参協規
 参事官 参参経科
 参事官 参参社専
 参事官 参参海内外
 参事官 一一

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号 (T A) 26600 主管
 70年 月 1日 19時 55分 沖 總 署
 70年 6月 2日 01時 26分 本 省 署 半花1

外務大臣殿 高瀬大 臨時代理大臣 総領事 代理

第3回代表会議準備

第104号 平(秘扱) 大至急

往電第91号及び同第103号に関し

1日のアドホックの代理会議において種々協議の結果、
 (1) 代理会議の報告番(不公表)の付表B(産業経済小委)には米例非公式提案の14項目(往電第72号)と日本側の考えているもののうち往電第55号の「ふるい」にかけたものをリスト・アップすると、付表C(施政権小委)にはGRIの3項目提案(往電第73号)も一応へい記することとし、これらの付表はいずれも合意したものを示すものにはあらずして、単にあらい出し作業の結果出されたものをREFERENCEの意味あい列挙したものにすぎず、今後の加除追加があり得る性質のものとするにとした(この点を明らかにするため、報告番第5項の末にTHE ALTERNATES INTEND TO CLARIFY以下の表現をそり入れた点参照ありたい)、(2) 上記の関連でGRI側は新たに付表Dを設け、BOTA小委でGRIが提示したもののうち復元保償、人的損害保償、軍雇用制度の3項目は上記(1)と同じ了解

259

施政権小委

アメリカ
参事官
北米第一課長

秘密標記 (赤色)

(12)

第 47 号

昭和 45 年 6 月 17 日

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所
高 瀬 代



アメリカに於ける日産米至肩小等に関する環球(別)
(件名)

から提出された資料

6月17日付

引用公・電信
日付・番号

往電第137号

6月17日付のアメリカに於ける日産米至肩小等に関する環球(別)

から提出された資料は、~~その~~ 2 冊を添付して

送付す。

付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属船便 (貨) 付属船便 (郵)

本信送付先:

本信写送付先:

配付送:

要処理
事務官
(南方)
調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
方針
原業務



1. 米北第一課長 高瀬代
(2) 米北第一課長 高瀬代
(3) 米北第一課長 高瀬代
2. 米北第一課長 高瀬代
3. 米北第一課長 高瀬代

Proposed Items by Problem Areas
(Industrial & Economic Sub-Committee)

GRI Draft

No.	Problem Area	Item
2.	Application of Existing Treaties	Treaty of Friendship, Commerce and Navigation between Japan and the United States
3.	Administration of Import & Export	Treatment of Existing Quota for Cotton Products Commodity Items under Voluntary Export Control (Japan) and Treatment of Products Produced in Okinawa Review of the United States Foreign Assets Control Regulations
5.	Transition to Yen Economy	Preparation for Currency Conversion
6.	Transfer of Assets	Treatment of General Fund Treatment of Appropriated Fund Aid of USG
8.	Ittaika of Taxation System	Treatment of Income Tax and Automobile for Non-Ryukyuan
12.	Review of Financial Aid of GOJ and USG	Review of Financial Aid of GOJ and USG Abolition of A-Sign System

産業経済小委員会の検討事項 6/11

GRI 案

番号	分野	事項
2	現行諸条約の適用	日米間の友好通商航海条約の適用。
3	輸出入の管理	(1) 米國向綿製品の輸出割当の取り扱い。 (2) 日本の輸出自主規制品目と沖縄産品の取り扱い。 (3) 「冷戦外國資産管理規則」の再検討
5	円経済への移行	通貨切り替え準備
6	資産の引継ぎ	(1) 一般資金の処理 (2) 米國割当資金援助の処理
8	租税制度の一体化	非琉球人に対する所得税自動車税の取り扱い。
12	日政及び米政援助の再検討	日政及び米政援助の再検討 Aサイン制度の廃止。

45.6.4 第33号
第3回復興準備委員会討議資料

準備委員会
沖縄那覇

① 米側提案全項目記載
② 日本側提案は1970年6月27日
記載とさせていただきます (参考)

1970年6月3日

首 題： 産業経済小委員会の検討事項

- 1 外資の取り扱い
- 2 現行の諸条約の適用（友好通商航海条約等）
- 3 輸出入の管理（輸出入関係法令実施の問題割当、制限事項等）
- 4 金融機関関係行政（検査、取締り監督等）
- 5 円経済への移行（通貨切り替え）
- 6 資産の引継ぎ
- 7 経済開発のための諸施策（基盤整備、投資促進策等）
- 8 租税制度の一体化
- 9 移行期間の必要性とその可能性（計画及び実施策）
- 10 POL管理（販売、供給等）
- 11 産業安全及び公害関係法令の適用
- 12 日政及び米政援助の再検討（援助計画の大きさと構成、才入欠陥の問題等）
- 13 外人自由職業従事者の取り扱い
- 14 旧国県有地の権利関係及び貸借関係の取り扱い

PROBLEM AREAS FOR SUBCOMMITTEE FOR INDUSTRIAL AND ECONOMIC AFFAIRS

1. Treatment of Foreign Investors.
2. Application of Existing Treaties (FCN, etc)
3. Control of Foreign Trade (administration of import/export regulations: quotas, restrictions, etc).
4. Administration of Financial Institutions (inspection, regulatory controls, etc).
5. Transition to Yen Economy (currency conversion).
6. Transfer of Assets.
7. Requirements of Economic Development (infrastructure, investment incentives, etc).
8. Ittaika of Taxation System.
9. Requirement and Feasibility of a "Transition Period" (planning and implementation measures).
10. Administration of POL (sales, distribution, etc).
11. Application of Industrial Safety and Pollution Regulations.
12. Review of US and GOJ Assistance Programs (magnitude and composition of aid programs, budget deficits, etc).
13. Treatment of Foreign Professionals.
14. Treatment of Titles and Leases of Former State and Prefectural Lands.

ソカ 万六
ヒビ 博飯

大政事外列(官)
務次 典房
臣官外務審長長
信総入電厚計
信文会管給

国資長 参調 企
領移長 参領旅移

ア 参地中東
長 北東西
米長 参北北侯
中南審政 参一
長 参西東洋
長 四三

近ア 参書近ア
長 次総経国万

長 参質統国
参取技二
長 参協長 国一理

長 参協協規
長 参政経科

長 参往専
長 参道内外
長 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

356

総番号(TA) 31631 主管
 70年6月26日08時30分 沖 総 発 米北/
 70年6月26日11時56分 本 省 着

外務大臣殿 高瀬 大徳 臨時代理大使 総領事 代理

第4回産業経済小委員会

第159号 略 6/17日付 5/30日付
 往電第137号ならびに貴電米北/第55号に関し

24日の産業経済小委員会の議事概要次の通りなる趣。(出席者前回と同じ)。

1. 前回会議において申し合せに従い日本側よりは冒頭貴
 電にて来示のラインにて取りあえず本小委員会が検討すべ
 きものと考えられる下記6項目のリストを提出した。(1)
 (1) 外資の取扱い(2) 外国人自由職業従事者の取扱い(3)
 (3) 旧国けん有地の取扱い(4) 米国管理下にある公益事
 業に関する現地における問題の取扱い(5) 米国資産及び
 負債(6) 通貨切替えに伴う現地における問題の取扱い)

2. 上記リストに対し、米側委員より上記(1)より(5)
)までの項目は冒頭往電第137号の1. に述べた通り米
 側としては外交レベルにおける交渉事項と理解している旨
 指摘したのでわが方よりいわばFINALのSTAGEに
 おいては東京の裁定にまたねばならぬことは十分理解して

秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

いるが、第一次的には現地において実状を調査しお
 くことをさまたげぬ問題なることを述べておいた。
 なお、その際米側は上記(2)の外国人の意は、ランパー
 トからの指示なる趣なりとして米国人についてのみの取扱
 いだけを考慮すれば足りるとの考えを述べたので、日
 りゆ双方ともこの外国人とは当然第三人を含むものであり
 。本件小委員会の検討事項とすべきことを発言しておいた

3. 他方りゆうきゆう側は往電第137号3. に^{6/17日付}包含の6
 項目につき更に項目毎に問題点をBREAKDOWNした
 説明書を提出し、たとえ東京における外交交渉事項と目さ
 れるものあるやも知れざるが、現地で調査すべき側面もあ
 る点を強調するところがあつた。(同説明書空送する)
 4. 以上各委員より提出された検討項目を次期代表会議に
 おける代理会議報告にもることの可否についてはなお、し
 ん重調整を要することにつき意見一致した。

秘

局長
 参事官
 北米第一課長
 教長
 事務長
 2201
 2201
 2201

秘密標記 (赤色)
 秋

第 58 号
 昭和 45 年 6 月 27 日

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所
 高瀬 代 表



(件名) 琉政委員提出の産業経済小委員会
 検討事項説明書の送付

引用公・電信
 日付・番号

往電第189号のふをもつて空送方通報申し
 上げら琉政側提出に係る産業経済小委員
 会検討事項についての説明書と英文各一部
 付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属船便 (貨) 付属船便 (郵)

本信送付先：
 本信写送付先：
 配付送：

GA-3-1

1508 在外公館

- 要処理
- 首席事務官
- 渉外調査
- 業
- 航空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- 方子夕
- 局庶務



別添送付申し上げる。

GA-4

外務省

Descriptions of Items for
Industrial and Economic Subcommittee

(4th Meeting: by GRI)

(控)

2

GRI

24 June 1970

Proposed Items by Problem Areas
(Industrial & Economic Subcommittee)

- 2-1 Application of FCN
 - 3-1 Treatment of the Quota for Cotton Products
 - 3-2 Treatment of Okinawa Products which Fall Under Voluntary Export Control Items in Japan
 - 3-3 Review of Application of the United States Foreign Assets Control Regulations
 - 5-1 Preparation for Currency Conversion
 - 6-1 Treatment of Assets of General Fund
 - 6-2 Disposal of Assets Related to Appropriated Fund Aid
 - 8-1 Treatment of Income Tax and Automobile Tax for Non-Ryukyuan
 - 12-1 Review of the GOJ and USG Financial Assistance:
- * Abolition of A-Sign System

2

GRI

24 June 1970

2-1 Application of FCN

1. Treaty of Friendship, Commerce and Navigation between Japan and the United States (FCN) was concluded on 2 April 1953 and went into effect on 30 October of the same year. However, the South West Islands (Ryukyu Islands and Daito Islands) are excluded from application in accordance with Article 13 of the Protocol of the Treaty.
2. In relation to application of the treaty to Okinawa as a result of reversion, there are problems as follows:
 - a. Protection and security of the property of the non-Ryukyans licensed based on HICOM Ordinance No. 111.
 - b. Treatment of foreign professionals licensed or registered based on GRI legislation and other regulations.
 - c. Treatment of the industrial properties possessed by non-Ryukyans.
 - d. Problems related to taxation of non-Ryukyuan residents.
 - e. Problems related to quota and customs duties on Ryukyuan products and foreign products.
 - f. Treatment of the ports (Naha Commercial Port, Naha Military Port, White Beach, Tomari Port, Toguchi Port, Unten Port, Taira Port, Ishigaki Port) which are designated to be open for foreign vessels based on CA Ordinance No. 13, "Control of Entry and Exit of Merchant Surface Vessels into and from the Ryukyu Islands."
3. Studies should be made as soon as possible on the measures for the above-mentioned problems.

GRI

24 June 1970

3-1 Treatment of the Quota for Cotton Products

1. Exports of cotton products from Okinawa to the United States totaled \$4,228,119 in FY 1969, which has made a great contribution to improve the trade balance of Okinawa and provided employment to 1,249 workers. In the time when the reversion is put on a schedule, a petition from the business concerned has been submitted to the GRI, which reads:

It is desired that;

- (1) The existing long range agreement quota cotton product exports which is scheduled to expire at the end of september 1970 be extended to the time of reversion to admit 5 percent annual increases.
 - (2) The quota to Okinawa be added to that to Japan for at least four to five years. *トの*
 - (3) The quota be made as it is now, on the manufacturers basis even after reversion to Japan, where the allocation is made on the shipper basis.
2. Studies are needed on this problem.

GRI

24 June 1970

3-2 Treatment of Okinawan Products
which Fall under Voluntary Export
Control Items in Japan

自主規制

1. As of January 1970, two hundred and four (204) export items are under voluntary control in Japan, 99 of which are textile products, 76 are heavy and chemical industry products and 29 are miscellaneous.

2. In Okinawa, transistor-radios, tape-recorders and baseball-gloves are manufactured in the free trade zone for export mainly to the US without any control.

3. These items will be put under control of Japan after reversion if no special measures are taken. Therefore it is needed to study this matter including measures to give regards to the credits of the business concerned.

GRI

24 June 1970

3-3 Review of Application of United States Foreign
Assets Control Regulations

1. Foreign trade of Okinawa with communist areas is controlled under "Foreign Trade in the Ryukyu Islands" by application of "The United States Foreign Assets Control Regulation" and prohibited as a whole by the same and related regulations.

2. The above fact means that restrictions in Okinawa are more severe than in the United States. And the only exceptions on imports from those areas despite the GRI's regulations are potato starch (1968) and sugar (1970) from Poland.

3. In the Japanese Mainland, items which are prohibited in Okinawa such as feed, soy bean (raw material for manufacturing of "tofu," "miso," soy and edible oil), "urushi lacquer" (raw material for manufacturing of a paint for the Okinawan lacquerware) are being imported from the communist areas. If the restrictions for Okinawa on imports of those items from the communist areas are abolished, it will allow reductions in the production costs.

4. Japan is expanding trade between Communist China and the United States Government announced mitigation of its foreign trade policy with the same country on 19 December 1969 to permit the subsidiary enterprises overseas of the U S firms to engage in trade of the non-strategic goods.

5. In view of the present situation as described above, it is necessary to make studies on measures to permit Okinawa to trade with communist areas to the extent permitted in the mainland and to inform the concerned circles as soon as possible.

7
GRI

24 June 1970

5-1 Preparation for Currency Conversion

1. At the time of reversion of the Amami Islands, one B type military yen was converted with three Japanese yen. In the case of the Bonin Islands, the rate was one US dollar to 360 Japanese yen. In these cases, decisions seem to ~~be~~ made without much difficulty and carried out smoothly within short period of time on conversion rate, time requirement, handling agencies, treatment of debts and credits.

However, in relation to Okinawa, there are problems as follows:

- (1) Anxiety among the Okinawan people concerning the rumored yen revaluation.
 - (2) Matters related to conversion period and handling agencies in connection to absence of foreign exchange control system, complexity of transactions with the foreign financial institutions, and the large volume of the currency in circulation.
 - (3) Needs to clearly define the Ryukyuan residents and Non-Ryukyuan residents in connection with debts and credits between the Okinawan and the foreigners.
 - (4) Matters related to remittance to abroad based on contracts with the foreign investment institutions.
2. There are needs for studies and decisions on solutions for the above mentioned problems, and to start preparation for implementation of the measures.

8
GRI

24 June 1970

6-1 Treatment of Assets of General Funds

1. The USCAR General Fund was established in 1958 and is composed of counterpart funds raised from GARIOA and EROA assistance, surplus from POL operation, and profit ~~from operation~~ accrued from operation of the assets as main resources.

2. Disbursements have been ^{made} as "Economic Assistance" directly by USCAR or to the GRI general budget from the funds. The remaining assets consist of RDLC, REPC, RDWC, stock investment in BOR, POL facilities and cash. The nature of the resources requires consideration of the following points in disposal of these assets so that they are utilized for the economic development of Okinawa. It is also necessary that the concerned circles be informed of the decisions as soon as possible.

a. As for RDLC, consideration in relation to future expansion of resources, financial problems, and relationship with the development funds of the central government to secure the optimum form of management.

b. Consideration on the form of management of REPC to include costs, services, consumers' benefits, securing of resources in expansion of the facilities.

c. As for RDWC, consideration on the form of management from the standpoints of costs, services, consumers' benefits, financial problems.

d. Method of operation of the stock investment in BOR, POL facilities and ~~the~~ benefits for the people of the prefecture.

others to secure

9
GRI

24 June 1970

6-2 Disposal of Assets Related to Appropriated Aid Funds ✓

1. The financial assistance to the GRI from the U S Government general account is called "U S Appropriated Funds." The funds are divided into two parts; one, organized into GRI's general account and disbursed by GRI, and two, directly expended by USCAR.
2. There are facilities constructed by GRI with the funds (GRI prison, Immigration Agency, post offices, hospitals, health centers, schools, U of R dormitories, old people's homes, etc.), and facilities constructed directly by USCAR (Executive Building No. 1, English Language Center, Cultural Centers, etc.).
3. In view of the nature of the origin of the funds, studies are needed and consideration should be given to the benefits for the people of the prefecture with respect to the forms and methods of management after disposal of these assets.

9

10
GRI

24 June 1970

8-1 Treatment of Income Tax and Automobile Tax for Non-Ryukyuan

1. Special provisions are made for the non-Ryukyuan in relation to the income tax and the automobile tax by USCAR Ordinance No. 114 (Ryukyuan Income Tax) and CA Ordinance No. 126 (Payment of Taxes on Private Vehicles for Use of Highways).
2. In the mainland, no special provisions are made on income tax and taxes on the legal persons. The only exception is the reduction of tax rates on automobiles for the U S military forces personnel.
3. It is necessary to study measures to adopt, as soon as possible, ~~to~~ the Japanese system.

10

11

GRI

24 June 1970

12-1 Review of the GOJ and USG Financial Assistance

1. The government financial requirements of Okinawa is extremely big not only to achieve the Japanese prefectural level but also in preparation for reversion, which includes various reversion procedures, adaptation to the new environments after reversion and narrowing the gaps between the mainland. However, there are difficulties in preparation of budget because of the following reasons:

- a. The counterpart requirements increase as the GOJ aid increases.
- b. U S assistance has been decreasing.
- c. GRI should adjust its tax system toward the Japanese rates.

2. Therefore, it is needed that studies should be made on measures for securing of the resources and their efficient applications.

復帰準備
丁
部
長
官
の
指
令
に
従
う

11

12

GRI

24 June 1970

Abolition of A-Sign System

1. The business establishments where the U S military forces personnel are permitted to eat, drink or to purchase vegetables and meats by the military authorities are called the "A-Sign Business Establishments." The certificate is given when an establishment passes standards on the location, structure, size, equipment, sanitation facilities and others as set by the authorities.

2. The establishments such as restaurants, saloons, meat stores, etc., for the general residents are required to meet the provisions of "Food Sanitation Act" and "Act Concerning the Control of Fuzoku Business" as they are in the mainland.

3. As the expenditures of the military forces personnel on food and drink outside the military installations have great influences on the Okinawa's economy, it is necessary to study and come to a conclusion about continuation or abolition of the system, problems expected to rise in either case and preparations to be made.

12

日米間の友好、通商、航海条約の適用
1. 日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商、航海条約は、1953年4月2日に締結され同年10月30日に効力が生じ実施されているが、議定書第13項において南西諸島(琉球諸島及び大東諸島)は除外されている。
2. 復帰すれば沖縄と該条約の適用をけることにホるが、その場合下記事項が同題とホる。
本令に基き免許された非琉球人の財産の保護、保障の取扱い、
立法及びその他の法令により免許又は登録された外国人専門員、技術者等の取扱い、

外国人の所有している工業所有権の取扱い、
沖縄に居住している非琉球人に対する租税の取扱い、
沖縄産品又は外国製品に対する輸出及び輸入する場合の輸出品の割当や関税の取扱い、
琉球列島商船出入管理令(本令第13/条)に基き外国船の泊港場として許可されている那覇商港、那覇軍港、ホワイトビーチ軍港、泊港、渡久地港、渟天港、平良港、石垣港の取扱い等、

3. 以上の問題に対する措置については早急に検討する必要がある。

米國向綿製品の輸出割当の取扱

1. 1969年度の米國向綿製品の輸出額は4,228,119ドルで沖縄における貿易収支の改善に大きく寄与していると同時に1,249名の雇用を維持しているが復帰後から次のような趣旨の陳情が琉球政府になされている。

(1) 米國向綿製品の輸出割当取り極めの長期協定は1970年9月末で期間満了するが、復帰までの間は従来通り(現在のカテゴリーで毎年5%増加)割当していただきたい。

(2) 復帰後4.5年間は現在のカテゴリーでの沖縄への割当分を本土の割当枠に加算するよう暫定措置を講じていただきたい。

(3) 本土での米國向綿製品の割当はレツパー割当であるが、沖縄ではメーカー割当となっており、復帰後においてはメーカー割当にして

合衆國外國資産管理規則適用の再検討

1. 沖縄と共産圏との貿易は「琉球列島における外國貿易」(高等事務官布令第12号)第6項により、
「合衆國外國資産管理規則」の適用が規定され、
同規則及び関係法規等により禁止されている。

2. このことは、沖縄における制限が米合衆國におよぶよりも強いことを意味し、共産圏からの輸入は、琉球政府の法規上の規定に拘らずポーツランドからの馬鈴薯澱粉、砂糖の輸入が許されているだけであり。

3. 本土においては、沖縄で禁止されている飼料、大豆(豆腐、味噌、醬油、食用油の原料)ウレシ(沖縄特産の漆器用塗料の原料)等共産圏から輸入している。

沖縄でも、若しこれ等の物資の共産圏からの輸入が解禁されればコストを下げることも可能になる。

4. 本土では日中貿易の拡大を図りつゝあり、また米國は1969年12月1日に對中共貿易の緩和を發表し、米國企業の子会社が非戦略物資について中共と取引することを認めるようになった。

5. 以上のような現状にあるので、本土のみならず共産圏との貿易が出来るような措置について検討し、早急に関係者に周知させる必要がある。

通貨切り替え準備

1. 奄美群島復帰の際の通貨切り替えとは B号
 円1円対日本円3円の比率であり、小笠原諸島
 の場合は、1ドル対360円の比率であったが、い
 づれの場合でも為替レートが安定していたこと
 外国人との取引が複雑でなかつたこと等で交
 換率交換期間、事務取扱い機関、債権、債務
 の取り扱い等の処理は短期間でスムーズに行
 われたが、沖縄の場合は次のような問題をか
 かえている。

- (1) 円切り上げに関連する住民の不安がある。
- (2) 為替管理がなく外国銀行との取引が復
 雑であることや交換額が大きいことなどによる
 交換期間と事務取扱い機関の問題
- (3) 外国人と沖縄人との間の債権、債務の問
 題に関連し居住者、非居住者の区分を明

確とする必要性

(4) 外国機関の投資家との信託契約による
 送金問題
 2. 上記の問題について検討し解決策を決定
 して実施準備を開始する必要がある。

一般資金関係資産の処理

17. 民政府一般資金は1958年に創設され、ガリヤ、エア
援助の見返資金、油脂専売益金及び資産の運用益金
を主な原資として構成されている。

又、この一般資金は油脂納付金として政府一般会計に繰
入られたもの及びUSCARが独自で執行したものを含
めて経済援助金の支出の他は、ROLE, REPC, ROWC
の三公社、及びBORの株式投資、油脂施設及び現金
等の諸資産を構成しているが、これらの資産は原資の性質
からして、沖縄の経済発展に活用できるより、下記の英
を考慮して処理する必要がある。又処理に関する
決定事項は必要だが早急に関係者に周知させる
必要がある。

(1) ROLEについては資金の拡充、財政上の問題、国の南
資金との関連等の観点から適切な運営形態を検討
する。

(2) REPCについてはコスト・サービス需要者の利便、施設

拡張の際の資金等の観点から運営形態を検討する。

(3) REWCについては、水源開発上の問題及びコスト

・サービス、需要者の利便、財政上の観点から運営形
態を検討する。

(4) BOR株式、油脂施設、その他の資産については沖縄

県民の便益を考慮し、管理運営方法を検討
する。

米国割当資金援助関係資産の処理

1. 米国財政資金からの援助とは所謂米国割当資金 (ARIA) があるが、これは琉球政府一般会計に繰入
 れ執行する資金(米国援助金)と米国民政府が直接
 執行する資金に分類される。

2. 米国割当資金は琉球政府が直接執行したもの
 として、刑務署、出入管理庁、郵便局、病院、保健所
 学校、琉大學生寮、厚生園等の施設があり米国民
 政府が執行したもの、行政サービス、英語センター
 琉米文化センター等の諸施設がある。

3. これらの諸施設については、資産処理後の問題とし
 て、原資の性質からして沖縄県民の便益を考慮し
 て管理運営方法を検討する必要がある。

非琉球人に対する所得税自動車税の取扱い

1. 非琉球人に対する課税については、琉球所得税(民
 政府布令第114号)、個人所得に係る自動車の公
 道通行税支払(民政府布令第126号)による特
 例措置が講じられている。

2. 本土においては、アメリカの軍人、軍属のみに対して
 自動車税の軽減がある以外は所得税、法人税
 とどのような特例措置が講じられていない。

3. 沖縄においての早い時期において本土と同じ制
 度に移行できる措置を検討する必要がある。

日政及び米政援助の再検討

1. 沖縄の財政需要は単なる県のみという
ことではなく、復帰のための諸手続き、復帰
後における新しい環境への適応、格差
是正等を含めた復帰準備のため、極めて
旺盛であるが、次のような理由から予算締
成が困難な現状にある。

- (1) 日政援助が増大することによって琉政の対応費
が増大する。
- (2) 米國援助が減少しつつある。
- (3) 本土なみ税率を目標として租税を調整し
なければならぬ立場に置かれていた。

2. 上記のことから日政及び米政援助を含めた
資金手当てのあり方及びその効率的運営につ
いて検討する必要がある。

Aサイン制度の廃止

1. 軍人軍属等が飲食又は野菜、肉類の購入で
きる店のこともAサイン業と呼ばれており、これ等
の店は、店の位置、構造、大きさ、設備、衛生施
設等が軍の定める或る一定基準に合格すれば
軍から許可証が交付される。

2. 一般住民を対象とする飲食店、喫茶店、食肉
販売店等は本土と同様、食品衛生法及び風俗
営業取締法の規定により、一定の営業施設基準
に合致しなければ営業することができないう
なっている。

3. 現在、軍施設外における軍人軍属の飲食
等は沖縄の経済に大きな影響を有しているの
で、復帰後におけるこの制度の存続、廃止の
是否、それぞれの場合に予想される問題、準備
すべき事等について検討し結論を出す必要がある。

万大
海陸

文部省
事務次長
官審審長
長
総入電厚計
書文会管給

参調析企

参領旅移

参地中東
北東西

参北北保

参一ニ

参西東洋
西東

参書近ア

次総経国万

参質統國

参政技二

国一理

参参協領

参政経科

電社専

報道内外

一一

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

926

総番号(TA) 34869 主管
 70年7月15日20時30分 米 綴 発
 70年7月16日02時55分 本 省 着 米北

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

代理会議

第205号 略

往電第197号に關し

14日代理会議を開催、再度ファイアリー民政官の出席を得、施政権移転に關する米側提案の内容につき質疑応答を行なつたところ右要旨次の趣。

(Q) GOJ-USCARの一部機能をGRIに委譲した場合のGOJ公務員によるGRIの作業への参加が特記されているが、右は事務局職員とGRIの協力若しくは本土政府との人的交流等を想定しているや。また、参加の条件は機能別に決定するような提案であるが如何、

(A) 前者については双方を含む、後者については、米側としては行政責任上の立場より機能の効率的りどうに注目すべきものと考えている。要は、(イ)機能の円かつな委任が行なわれるべきこと、(ロ)米側予算の削減に応じ、じよじよにかつ効果的にUSCARの人員機能を減らしていくこと、の2点につきる。

(Q) GOJ-機能の移行を三つの時期に分けている理論

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

的はいけい如何、

(A) 実際上の便益のみで夫々の機能移行を段階的に区分したのではなく、例えば、返かん協定の調印が終つた段階では、第2局面に列挙されている諸問題の処理にふさわしい条件が整理したと考へてよいとの判断でかかる区分けを行なつた。(その場合も米国内の説明も十分つくすという要素も考慮に入れている)、本提案に當つては米側として十分な配慮を行なつた。

(Q) GOJ-“残存機能”は復歸の日まで嚴格にUSCARが保持するという意図なりや。

(A) 然り。ただし事前の準備作業はある程度必要であるう。

(Q) GOJ-復歸後の暫定的期間はPREPOMとは直接関係ないのではないか。

(A) 同期間が記入されているのは右が復歸の過程のプロジェクトの一部をなすことを明らかにするためであるが、GOJの注文もありただし替ふうとした。

(Q) GRI-米側が第1局面で移転を考慮しているGRI局部別機能に対する助言と援助について労働局が外されているが。

(A) 第1局面のBの(7)において、ある程度ふれている。米軍との関連でこの機能は繼續される可能性がある。

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(Q) GRI-第1局面のGRIの部局別所管事項に対する助言と援助機能のうちの援助とは財政援助も含まれるや。

(A) 部局別という意味では右は専ら口答等による助言や技術的援助を指す。全体としてはGRIに対する援助予算という形で財政上の意味を含む。

(Q) GRI-研究、いりよう施設に対する今後の米国の援助に対する方針を指して欲しい。また財政援助、運営管理は復帰までにGOJに委譲するものなりや。

(A) USCARは今次提案で提示した部門に対する助言、援助を止めて行くことは明らかである。ただし、例えばらい病施設に対する財政援助の如き場合問題はまた別である。

(Q) GRI-第2局面で採り上げられている3項目については所有権の移譲をも含まれるか。

(A) 例えば施設外の軍用道路についていえば、維持の機能の移譲であつて所有権までも含まれるものではない。

(Q) GRI-米国の現物供与援助は復帰の日まで継続されるや。
(A) 話し合ひで決定するであろうが、米72会計年度以降は打切ることが考えられる。(第2局面の参照)。

(Q) GRI-第3局面で移譲が考えられている機能のう

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ち「米国の出先機関の利用に供するための土地の取得」とは如何なる意なりや。

(A) 長期間にわたりこの種の取得は行なわれていないし、将来多くの土地取得があることは予想していない。しかし、必要が起る場合にはこの機能が第3局面で米国の手を離れてもGOJの関与によりGRIが十分配慮することが望まれる。

(Q) GRI-第2パラグラフの外交チャネルの個所は余りにも画一的な感じである。PREPCOMは外交交渉の結果をまたないで事を行なつてはいけないという意味か。

(A) 東京で取扱うものに如何なる事項があるか記載されていないが、PREPCOMはこのカテゴリーのもので東京で交渉中の過程で適当な時期に具体的実施事項につき作業することがあり得よう。

(Q) GOJ-機能の委譲がUSCARよりGRIに行なわれるという理論構成につき米側の立場が変つていように見受けられるが如何。

(A) 第4パラグラフを参照されたい。米国が施政権を保持している間GOJが法的権限をはあくすることは本来想定されない。従つてGRIへの機能の委譲にGOJがインボルブするのは、GRIそのものの人的援助というより限定的なすがたのものとなるが、援助自体は活ばつかつ

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

上記報告の内容検討の上決定することに合意を見た。

— 2 —

外務省

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

446

総番号(TA) 35972 主管
 70年7月22日14時30分 沖繩 発
 70年7月22日17時50分 本省 着

外務大臣殿 吉岡 大使 臨時代理大使 総領事 代理
 産業経済小委員会

第2/3号 略

往電第2/1号に関し

産業経済小委員会は2/日会合し、次回準備委員会に提出を予定している代理会議報告書にもるべき同小委員会所管事項(第3回準備委員会において米側より提起された4項目のうち現地で採り上げ得ると米側が判断している7項目)について討議した結果、夫々次の通りのDEFINITIONを得たので右を代理会議に報告し、その適否について決定をあおぐこととした。

(1) ITEM 4. ADMINISTRATION OF FINANCIAL INSTITUTION。米側としては金融検査庁の管理についてのみ検討することを考慮している趣である。

(2) ITEM 7. REQUIREMENT OF ECONOMIC DEVELOPMENT。おきなわの経済開発のためには電力、水等基礎資源の大口料金の低下量的確保を図ることが最大の条件であるので右方策の検討

外務省

- ソカヒ 万大 博阪
- 大務外外官 典房
- 次務次 長
- 臣官官審審長長
- 儀給人電厚計
- 審文会管給
- 長
- 長 参調初企
- 長 参領旅移
- ア 参地中東
- 長 北東西
- 米 参北北保
- 中南 参一二
- 審 参西 洋
- 長 西東
- 近 参審近ア
- 了長 次総経国万
- 長 参貿統 国
- 長 参政技二
- 長 参協協 国一理
- 長 参参協 国
- 長 参政経科
- 長 参社専
- 長 参通内外
- 長 文長 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

を行なり。

(3) ITEM 8. ITTAIKA OF TAXATION SYSTEM.

(米りゆう合同税制調査会が目下本件についての検討を実施中であるので、右を考慮に入れCOMPREHENSIVEな一体化策を検討することとした。

(4) ITEM 9. REQUIREMENT AND FEASIBILITY OF "TRANSITION PERIOD". 本項目についてはOVER ALLな検討と施政権移転小委員会との調整を要することに意見が一致した。

(5) ITEM 10. ADMINISTRATION OF POL. 外資問題、精製設備等は別とし、復帰後のはん売面において米民政府で石油はん売施設の事前整備を図る要あり。同方策につき検討することとした。

(6) ITEM 11. APPLICATION OF INDUSTRIAL SAFETY AND POLLUTION REGULATION. おきなわにおいては本件立法準備中であり、関係施設の整備、及び法令~~案~~面における技術指導をあおぐため本土からの専門家派遣の要請を行なりこととした。

(7) ITEM 12. REVIEW OF US A

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

ND GOJ ASSISTANCE PROGRAM. 日米りゆう三者協議会でFINANCIAL IMPLICATIONあるPROJECTにつき別途検討中であるが、産経小委員会でも将来のおきなわの経済発展の観点より必要な援助費の検討を行なりこととした。

13)

概政取小本 file
21.210

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

秘密標記 (赤色)
秘

() 第 176 号

昭和 45 年 9 月 14 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代



(件名)
日本国政府に移譲される米政府諸機能
に関する米側説明資料の送付

引用公・電信
日付・番号

9月11日の代理会議において提出され

た米側説明資料各5部下記の通り別添送

付する。

付添付 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属船便 (関) 付属船便 (郵)

本信送付先:

本信写送付先:

配付先:

GA-3-1

在外公館

第一系規 対米第一課長 (タロウ)

要処理
首席事務官
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
力夕
庶務



記

1. 琉球政府厚生局に付する助言と援助の
付与。
2. 琉球政府文教局に付する助言と援助の
付与。
3. 琉球政府通産局に付する助言と援助の
付与。
4. 琉球の商社に付する技術的助言と援
助の付与。
5. 琉球政府総務局に付する助言と援助の
付与。

GA-4

外務省

6

ソカヒ

万大博阪

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

263

電信写

大政政外儲官
務務典房
次次
巨官官審審長長
備備人電厚計
備備文会管給

総番号(TA) 46069 主管
70年 月 日 16時00分 沖 繩 発 米北1
70年 9月 17日 19時33分 本 省 着

外務大臣殿 高瀬大使 臨時代理大使 総領事 代理

産業経済小委（りゅうきゆう商社及び通産局）

第363号 略

往信第176号に関し

16日産業経済小委が開催され、りゅうきゆう商社に対する技術的な助言と援助及びりゅうきゆう通産局に対する助言と援助につき米側より説明を受けたところ。（米側ペーパー/7日発のパウチで空送した）これまでの説明ないし質疑応答の結果注目すべき点次の通り。

1. りゅうきゆう商社に対する技術的助言と援助

(イ) SECTION II 2. D. (CONTACTS WITH SUPPLIERS) の売却者に関して、米人売却者についての助言と援助の付与の機能は復帰の日までUSCARが保留する。

(ロ) 通貨のコントロール機能は、当然のことながら復帰の日まで米側が保持する。

2. りゅう政通産局に対する助言と援助

(イ) SECTION II 3. B. (外国投資の統制) に関し、弁務官布令NO. // は復帰の時点まで現状通

ア 参地中東
長 北東西
米北保
中南
欧 参西
長 西京

近ア長 参書近ア
経 次総経國万

長 参實統國
経協長 参政技二
条 國一理

参条協規

長 参政経科

長 軍社専

長 参道内外

長 文長

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

りて修正されることはないと思う。りゅう政通産局の決定に対し拒否権を行使する権能はそのまま米側が保持する。
(ロ) SECTION II 4. B. はGRIによるラジオ免許等につき民政府が上位者としての権限を行使していることを述べ、右権限は復帰まで継続されるとしているが、これは今後GOJがりゅう政通産局通信課に対し助言と援助を付与することをさまたげるものではない。

(丁)

-2-

外務省

(回覧番号) 615, 外務省電信案 (本信=米日関係V1)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 平文	符号表示 暗 略 平	総第 08 167 号
Y Y Y Y Y Y	第 67 号	昭和 年 月 日 時 分 宛 MAR 8 19. 59
	大至急 至急 普通・LTF	発電係 支

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 事務官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和46年3月8日 起案者 新 電話番号 2966
---	--	---

協議先

高瀬 大使 臨時代理大使
在 神 總領事 代理 大臣 務 大臣 務

電 在 大使 臨時代理大使 代理 代理
標 報 總領事 代 理 代 理

件名 **代理會議**

費用が281号に因り

1 本件米側提案に於て関係者(中)と協
議したる。各有り。米側提案を好意的
に(不慮)意向を有るも現段階においては
必ずしも(中)内容が明らかとせざるべし。

漢

写 済

181

(※印圈内は電價課記入)

準備奉答陽答事務官に連絡す(1/8)

(昭和四二七一改正)

GB

最終的の回答は、右内容が判明次第早急に
検討を行なひ決定すべしとの意向である。
ついでに、下記2.の諸事項につき、速に
関係小委員会以至急米側に照会あり候
結果回電あり候。

2. (1) 研修計画の対象の職員
(2) 研修期間及び日程(14ヶ月連続に研修
を行なうに於て、人種方面から实际的な研
修適宜期間を切らす等の措置も必要と思わ
れる。また、研修開始のデッドラインはいつか)

(3) 研修科目
(4) 場所(東京か神籠か)
(5) 費用負担の方法
(6) その他関係事項(詳細に)

GB-3

外務省

ソカ
ヒレ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘
419

電信写

大政事外外務省

事務次長
官官官審審長長
備備備入電厚計
備備備電文会管給
備備備

調査長
参企折調
参領移移

ア 参地中東
長 北北西
米 参北北保
長 中南審
参西東洋
長 西東

近ア 参審近ア
長 次総経国万
長 参貿統三
参政枝二
参国一理
参条協規
長 参政経科
長 参社専
長 参道内外
文長 一一

総番号(TA) 14426
71年7月17日 21時16分 沖繩 発
本省 着
外務大臣殿 高津(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

産経小委員会

第321号 略

貴電米北/第67号に関し

1. 2 公社研修問題につき19日産経小委員会を開催したところ次の通り。(マブチ、サイキ、ロンバート、ザキミほか出席)

(1) 米側より、日本と米国の固定資産の会計上の処理方式が大きく違うため、復帰の際日本の方式に即応できるよう電力、水道公社職員の研修につきわが方の協力を要請越すとともに、わが方に何かよい具体案があればちよう取したいと述べ、取りあえず(イ)研修対象者は各公社夫々技師2名、会計官1名とし、これらの者については1カ月の期間で研修を終了せしめその後他の職員を指導する、(ロ)研修費用は米側負担で行なつてもよい、(ハ)日本方式に従つて各資産の分類が完了するには2カ年を要する旨付言した。

(2) 右に対しわが方より、研修実施には好意的に配慮する用意ある旨を前置きの上、東京より冒頭貴電2。の対米

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘

電信写

照会指示はあるも、本日の米側発言から見て即答を得られる状況にないので、本国政府の同意を条件として、例えば技師、会計官より成る本土専門家チームを電力及び水道公社に派遣し、現地はあくをかねて所要のオリエンテーション、個々の資産について処理指導を行ない、しかる後公社側において日本方式に従がいちようばも整理し、(2-3カ月を要す)、日本側専門家の再来島あるいは公社職員の本土派遣等、事後の計画を立案してはどうかと提案したところ、米側は建設的な提案であり、かかるラインで早期実現方を希望すると述べた。

2. 上記の如く米側の希望は単なる研修ではなく、現在の公社資産を日本方式にのつとつて整理するための実務指導が目的であり、公社のひ研修者(技術者、会計担当とも)は米式の資産の会計上の実務処理についてのEXPERTであり、米側の求めるところはこれを日本式に改訂する即物的実地指導である。念のため。

3. ついては、上記本土専門家の派遣については当地各公社の本土側カウンターパートのイニシアティブにより実施するなどの諸方策があるものと存せられるところ、早急に御検討ありたく、何分のぎ回電ありたい。

(了)

- 2 -

外務省

3

及び本土方式への移行作業
の指導

(2) 研修員本邦の入れ
期間、8月下旬から相当期間
人員 未定

目的、現地における移管作業の
中間的検討と補完作
業についての指導

(1.2.) (上記(2)の詳細については(1)の
結果を基案の上決定する)

GB-3

外務省

() 部の内 (号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

232

政事外外儀官
務務 典房
次次 官審審長長
樹樹 総入電厚計
書文会営給

周室長
参企析調
参領旅査移

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中南普
次 参西東洋
長 西東

近ア長
参書近ア
次総経国資
源

長経協
参貿統国万
参政按二
国一理

長国
参政経科
長情長文
参道内外
一二

総番号 (TA) 42402 沖縄 主管
71年 8月 23日 18時 03分 米北1
71年 月 日 時 分 本省 着

外務大臣殿 吉岡 大使 臨時代理大使 総領事 代理

代理会議

第912号 略 8/23日 件名代理会議
往電第850号に関し

23日の会議の概要次の通り。
(1) 「入管行政」「合同石油審議会」及び「自動車とう
録」につき至急詳細な検討に入るため同3項の目的小委員会割
り当て及び当該各委員会のオーガニゼーションを行なうこ
とにつき合意ができたので、会議後の打合わせの結果、「
入管行政」は施政権小委に、「合同石油審議会」は産経小
委に、「自動車とう録」は地位協定小委にそれぞれ割り当
てることとした。産経小委は25日午後第1回会合を開く
予定。

(2) 更に当方より、貴電米北/第236号/。(2) 前
段の趣旨を述べつつ、米側の真意を再度質したところ、フ
ランスは、復帰後の日本政府の施策にいくらかでも参考
になればとの発意で現状の説明を行なうものであり、他意
が全くないことを確認した。

外務省

11

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(3) フランスより、「国けん有地の管理」についての同官に対する米側訓令を日りゆう側の参考までに提示し(要旨別電第9/3号のとおり。全文空送する)可及的速やかに小委員会を検討に入りたい。希望の表明あり、当方次回まで正式回答を留保しておいたのど何分のぎ至急御指示ありたい。

(4) 次回は27日。

(了)

外務省

秘

(部の内 号) 注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外儀官
務務 典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会営給

調査長
領移長
参企折調
参領旅査移

ア 参地中東
長 北東西
米 参北北保
中 参一
南 参西東洋
審 西東
欧 長

近ア 参書近ア
長 次総経国資
経 源

長 参質統国万
経 参政技二
協 国一理
長 参条協規

長 参政経科
国 軍社專
長 参道内外
文 長 一二

総番号(TA) 42422
71年 8月 23日 19時 45分
71年 8月 23日 20時 17分
沖繩 主管
本省 発着 米北1
外務大臣殿 吉岡 大使 臨時代理大使 総領事 代理

代理会議(旧国けん有地の管理)。

第9/3号 略

往電第9/2号別電

1. NEGOTIATING INSTRUCTIONS

米側は、日本政府の同意のもとにりゆう政に対し、現在財産管理官が行なっている旧国けん有財産(PROPERTY AND ASSETS THEREOF)の管理の機能を次の条件で授与する。

(1) 米海軍軍政府布告第7号に掲げる米国政府の土地問題に対する最終的権限は、復帰までそのまま米側に留保する。よつて財産管理官(RPO)は、復帰までその機能の執行を監視し、確保する責任がある。

(2) りゆう政は、財産を処分したり、または財産管理官としての米国の責任に反したり、日本の潜在権益を侵害するようないかなることも行なわない。

(3) りゆう政は、RPOが随時立入り検査しうるよう管

外務省

秘

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

理及び財政についての記録を保存し、RPCに対し各4半期に財政状況を含む活動報告を提出する。

(4) 賃貸されている財産についての管理合ちよう、地図及びその他必要な記録は、管理上必要ならばコピーをりゆう政に与える。

(5) 弁務官は、復帰まではRPCを通じて当該財産の管理権の一部または全部を米側に回復する権利を留保する。右の権利には、RPC資産を必要に応じ米政府の使用のために割当てる権限を含むものとする。

(6) 米政府及びその他の米側出先機関は、無償でひがた及び水面を含む国けん有地を引き続き使用する権限を有する。現に米政府によつて占有されている割当て財産、若しくは使用されている土地及び水面は、RPCの文書による明示の承認がなければ変更または制限されないものとする。

(7) りゆう政は、RPCの従前までの行為、賃貸借及びその他各種の決定を承認し、有効とみなす。現行の賃貸借契約及びRPC資産の処分ないしRPCの事務管理についての各種契約は、RPC資産の能率的かつ有益な管理と両立する限り最大限尊重されるものとする。

(8) りゆう政は、国けん有地の境界紛争を現行法の規定に従つて解決して差し支えない。

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(9) りゆう政は、財産の管理から得られた収益を使用する権根を有する。またりゆう政は、財産管理官としての機能を執行することにつき、一切の法的かつ財政的な責任を負うものとする。

(10) りゆう政は、ミヤコ、インガキ及びナハ事務所を含むRPCに現在勤務するおきなわ人職員を引き続き雇用する。また、RPCが指定する特定の職員は、暫定的にRPC事務所の整理事務を行なう。職員の給与はりゆう政が管理から得られた収益から支払う。

2. SUPPORTING INFORMATION

(1) 一部の例外を除き、RPCが管理する旧国けん有財産は、97,388エーカーの土地から成りたつている。その内訳は次の通り。

(以下の表中、第1番目の数字は(国有)、第2番目の数字は(けん有)、第3番目の数字は(計)である。)

	(国有)	(けん有)	(計)
おきなわ本島	31,141.62	4,893.87	36,035.49
ミヤコ	867.16	63.56	930.72
八重山	60,414.61	7.80	60,422.41
(計)	92,423.39	4,965.23	97,388.62

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(2) 上記の土地の90%以上は、弁務官指令第2号によりりゆう政がしんりん財産として実際に管理している。R.P.O自身は右以外の約1540エーカーの土地を次のように賃貸している。

(次表のうち第1番目の数字は(国有)、2番目の数字は(けん有)、3番目の数字は(賃貸)、4番目の数字は賃貸による月收入)である。)

(国有) (けん有) (賃貸) (賃貸による月收入)

おきなわ本島 59.66 104.29 3,242

9,661.45ドル

ミヤコ 678.34 0.26 1,767 223

71

八重山 697.36 0 331 85.00

(計) 1,435.36 104.55 5,340

9,970.16

月收入9,970ドル余のうちの7,000ドル以上は、けん有地からの収入である。R.P.Oは24,000エーカー以上の財産を無償で米軍に割当てている。

(了)

外務省

秘

(部の内号) 注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

396

大政事外外儀官

務務典房
次次
臣官官審審長長
儀総入電厚計

文會営給

調査長

参企析調

領移

参領旅査移

長

ア

参地中東

長北東西

水

参北北保

中南

参一二

参西東洋

長西東

近

参書近ア

次総経国資

長経協長

参質統国万

参政技二

国一理

参多協規

長国

参政経科

長博

参道内外

長文

一二

長

総番号(TA) 43138 主管

71年8月26日11時05分 沖 総 発 米北1

71年8月26日11時35分 本省 着

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

産業経済小委員会(合同石油審議会の機能)

第929号 略

往電第912号に関し

25日開催された本小委員会は、米民政府からクレーマー計画局長の出席を得て「合同石油審議会の一部機能の移転」についての米側の考え方をちよう取したところ、その概要次の通り。なお、当方からイトウ、村山、ヨシカワ及びニツタ、ならびにりゆう政からはザキミほか通産局係官等数名が出席した。

(1) まずクレーマーより、現在おきなわでオンリン・スタンドの開設を希望するものは、開設場所、資金調達方法、予定する経営内容及び推定収益高等の資料を添えて民政府に対し許可申請を行ない、民政府は合同石油審議会にかつてこれを認可するか否かを決定しているところ、最近審議会が処理すべき事務の量がぼう大になり審議会全体としての事務処理がじゆう滞しおるので、復帰も間近かな現段階で右の許可権のみをりゆう政に移譲することにしたいとの米側の意向を明らかにした。

外務省

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(2) 更にクレマーより、現在おきなわではガソリン・スタンドを営む60業者(SERVICE STATION DEALERS ASSOCIATION)の会員になっている。のほが、主としておとし売りを行なっている9業者が居るが、後者は従来は小売りを認められておらず、そのままいけば復帰後本土法の適用によつて業務活動を停止する必要があるため、これを救うために最近合同審議会が右の9業者に対し前記の60業者と競合しないことを条件に小売り活動を全会一致で認可した経緯があると述べて、準備委の場でこれら業者が復帰後支障なく営業を継続しうる方途につき話し合うことを提案した。

(3) クレマーによれば、米側は本件話し合いの過程で布令第3/号を修正する意図はなく、また、あくまでも参考意見として、おきなわの場合は日本政府が復帰後給油所開設の認可権をおきなわけん当局に与えることを勧奨したい由である。

(4) 上記の米側発言に対しては、日里ゆうとも部内で検討のうえ次回(3/日)にそれぞれコメントすることとなった。

(了)

外務省

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 44-153
 71年8月31日 16時22分 主管
 71年8月31日 16時31分 本 省 着 米北1

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

産業経済小委員会(合同石油審議会の機能)

第950号 略

往電第929号に關し

3/日の会議の概要次のとおり。なお、米側からクレマー一及びウォルターズ、当方からイトウ、ヨシカワ及びユッタ、りゆう政からザキミほか出席した。

(1) クレマーより、現在合同審議会がガソリン・スタンドの設置申請を審査する際に依拠している基準として、相互に約1マイルの間かくをもたせ、過当競争を防止すること。(ただし、交通量の多い所ではその限りにあらず)学校等の近べんに設置しないなど危険防止の観点から考慮すること。経営者の前歴、資本力が信頼に値いすること等を挙げるとともに、米側としては、りゆう政に対し本件認可機能を一たん移譲すれば、りゆう政から特にアドバイスを求められる場合を除き、口出ししない

(2) 最近通産省が当地のDEALERS ASSOCIATIONに対し、復帰後5カ年間はガソリン・スタンドを増加せしめるつもりがないことを確約したとの業界情報

外務省

米北1

- 大臣官審審長
- 秘書長
- 文書管理
- 調査長
- 参企折調
- 参領旅査移
- ア 参地中東
- 長 北東西
- 米 参北北保
- 中南番
- 欧 参一
- 長 参西東洋
- 西東
- 近ア長
- 参書近ア
- 次総経国
- 長 参貿統
- 参政技二
- 国一理
- 長 参多協相
- 長 参政経科
- 軍社専
- 情 参通内外
- 文 一
- 長

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

についてのクレーマーよりの質問に対し当方より日本政府は復帰後石油製品の流通はん買ちつ序が混乱しないよう所要の措置を講ずるが、通産省がかかる約束するはづはなく。また、本土の石油業法によつても、本件については政府から行政指導を行なうことはできるが、当地のように許認可の対象としていないことを説明しておいた。

(3) なお、クレーマーは、本件小委員会では上記の許認可権の移譲のほか、冒頭往電(2)のおろし売り9業者が復帰後営業を続けられるような方法についても話し合うことを再度希望し、また、当地の石油問題全般に関する問題については当委員会において取上げることが拒否したが、日米間でパイラテラルに別途協議したいとイトウにウイスポーした。

(4) 次回は7日。

(了)

外務省

部の内(号)注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外儀官
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
議文会管給

調査企析調
長領移長
参領旅査移

参地中東
長北東西
参北北保
中南審
参西東洋
長西東

近参書近ア
長次総経国資
経源

長参質統三万
経政技二
協国一理

参条協規
長国参政経科

長軍社専
道内外

一一

70令外31号

総番号(TA) 45774
71年9月8日18時38分 本 省 着
71年9月8日18時38分 本 省 着

外務大臣殿 参(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

産業経済小委員会(合同石油審議会の機能)

第970号 略

往電第950号に關し

1. 7日の会議ではりゆう取の考え方をちよう取する予定であつたところ、サキより、最近のドル・シヨツク対策のため本件をりゆう取首のう部にはかる時間的余ゆうがなく、よつて発言を次回に延ばしたいと述べたので、クレーマーの示さにより、りゆう取れかから正式態度を表明しうるまで審議を延期することとして散会した。

2. イトウがりゆう取通産局からちよう取したところでは、商工部は、仮に米側提案どおり復帰前に給油所の認可権を引き継いだとして、復帰後これをけんの機能として保持し得る見込みがないので、本件認可権の引き継ぎには何らメリットがないとの感觸なる由。

3. またクレーマーは、本土における石油はん売制度からみて、復帰後は現在のおろし売り9社の営業継続の可能性はないものと思料して、さきに小売業の兼営を認可したが、日本政府が復帰後もこれらおろし売業者の営業継続を保

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

証できるならば、小売認可を取消し、従来通りおろし専業にとどまらせたいとの意向を表明している。

4. ついては、(1) 給油所認可権のりゆう政への移譲の当否、(2) おろし売業者の復帰時における取扱いに関する当方の回答振りにつき、何分のき御回電願いたい。

(了)

（ 部の内 号） 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

- 大政事外外使官
- 務務 典房
- 次次 審審長長
- 官官 厚計
- 備備 文会當給
- 調査長 参企析調
- 候移長 参領旅査移
- 参地中東
- 長北東西
- 参北北保
- 中参一
- 南参西東洋
- 審参西東
- 欧長
- 近参近ア
- 了参次総経国資
- 長参貿統国万
- 経参政技二
- 協参国一理
- 長参参協規
- 国参政経科
- 長参軍社専
- 備参道内外
- 長参道内外
- 文参道内外
- 書参道内外

電信写

総番号 (TA) 45308 主管
 71年9月10日14時45分 沖繩 発着 北北
 71年9月10日15時26分 本省 着

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理
 代理会議

第981号 略

10日の会議の概要次の通り。

1. 緊急かん者輸送のフリーフィングを17日の代理会議の後に、漁業取極のフリーフィングをその次の代理会議（日時未定）の後にそれぞれ行なうこととした。
2. ヨシオカより、電力公社事業の引継ぎに関し、貴電第252号の趣旨を説明の上、米側に協議方を申し入れるとともに、りゆう側に対しても本件協議に参加方を求めたところ。米側は早速検討方を約するとともに、本件協議を行なう際は産業経済小委員会で行なうことに意見の一致を見た。なお、わが方より米側に対し、協議開始に先立ち関係資料の提供方を求めている。

(下)

別添

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示	※ 総第 06 125 号
秘 無期限	暗 略 平	※ 昭和 46.9.6 申 8.時 26分 発
	※ 第 252 号	※ 発電係
	大至急・(至急) 普通・LTF	

大 巨 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官一房一長	主管 アメリカ局長 参事官 北米オ一課長	主管局部課(室)名 北北一 起案 昭和 46.9.3 起案者 金子 電話番号 2466
--	-------------------------------	--

協議先
 米側 高瀬 大使 臨時代理大使
 わが方 高瀬 総領事

在 沖繩 大使 臨時代理大使
 高瀬 総領事 代理 外務 大臣 発

電 在 大使 臨時代理大使
 報 総領事 代理 あり

件名 電力公社の事業に関する日米協議

琉球電力公社の引き継ぎについては、わが方は復帰後は特殊法人を設立し電力供給事業を行わせることとして121130右電力供給体制は、沖繩の将来の石炭の工業開発計画等を勘案しながら計画的に整

写 済

(捺印内は電信誤記入)

(昭和四二七一改正)

備し、復帰前後の供給計画に継続性を
~~もたせたい。~~ ~~継続~~ ~~の~~ ~~方~~ ~~を~~ ~~は~~ ~~り~~ ~~に~~ ~~し~~ ~~て~~ ~~は~~
 復帰前においても琉球電力会社の設備増
 設等事案の実施については未副協
 議を以てし、右の次第に於ては
~~未副協~~ ~~議~~ ~~を~~ ~~以~~ ~~て~~ ~~は~~ ~~右~~ ~~の~~ ~~次~~ ~~第~~ ~~に~~ ~~於~~ ~~て~~ ~~は~~
~~未副協~~ ~~議~~ ~~を~~ ~~以~~ ~~て~~ ~~は~~ ~~右~~ ~~の~~ ~~次~~ ~~第~~ ~~に~~ ~~於~~ ~~て~~ ~~は~~
 建設計画中の8号機の発電能力につき
 協議を必要ありと考えるので、未副協
 議の上、右の趣旨を伝へるとともに、8号発電機増
 設計画については資料提供並びに準備を
 ベースに於けるかかる協定を要請す
 ることの上、結果回答ありたい。

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

145

電信写

総番号(TA) 47750 主管
 71年9月17日17時5分 3中 継 発 米北
 71年9月17日17時59分 本省 着 米北

外務大臣殿、
 臨時代理大使 総領事 代理
 代理会議

第1001号 略

往電第981号に關し

1. 17日の会議では、フィアリーより貴電米北/第25
 2号の電力公社プロジェクトに関する前回の当方提案に言
 及して、発電機は現在西原村で72年夏に入さつを目標に
 建設計画中であり、発電能力は125000キロワット
 の計画なる旨であると述べるとともに、更に詳細な点につ
 いては早急に産経小委で話し合うことと然るべしと述べた。
 小委員会での第1回審議は、米代表部で追ってアレンジす
 る。

2. 会議後引き続き「緊急かん者移送」についての説明
 会が開催され、米側から民政府公共事業局MOORE厚生
 教育部長及び公安局運用部OHIR 部員が説明した。委
 細公信。

3. 次回は22日。

(了)

- 大政事外外儀官
- 務務 典房
- 次次 審審長長
- 臣官官審審長長
- 儀儀人電厚計
- 書文会営給
- 調査長
- 企企析調
- 長長
- 領領旅査移
- 移移長長
- ア 参地中東
- 長 北東西
- 木 参北北
- 長 参一
- 中南番
- 欧 参西東洋
- 長 西東
- 近 参書近ア
- ア 次総経国資
- 長 参貿統
- 経 参政技一理
- 協 長 国企二
- 長 参参協
- 国 参政経科
- 長 車社專
- 長 参道内外
- 文 一
- 長 一

(回覧番号 2514) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (核秘・秘の朱印) 秘 無期限	符号表示 暗 略 平	総第 23 249 号
※ 第 270 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 発	46. 9. 23 19. 36
大至急・至急・普通・LTF		※ 発電係 中

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課 (室) 名 米北 1 起案 昭和 46 年 9 月 22 日 起案者 森本 電話番号 2466
--	-------------------------------	--

協議先

条約課長
安全保障課長

大使 臨時代理大使
在 沖繩 高松 総領事 代理
あて 外務 大臣 発

電 報 在 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて

件名 産業経済小委員会 (合同石油審議会の機能)

貴電第 970 号 に関し、

1. 日本政府 (通産省) とは、給油所認可
権の琉政への移譲は差支えないと考へている。

2. 卸売業者 (石油商會) の復帰時における
取扱については、復帰後の給油所建設

(※印欄内は電信録記人)

通産省と協議中

(昭和四二七一改正)

GB-1

249

2

調整措置の具体的内容の一つとして、^{ソト}離島
販売店等の取扱いを含め、現在現地及び
本土の関係者の意向を聴取しつつ、通産
省において検討中である。

上記の調査結果
に基づいて以下の満足を調査の上、結果
回答ありたい。

(1) 復帰後における給油所数等に關する
琉政の意見^見通し。

(2) 米側において卸売9社に対し一旦認
可の小売業の単管を直ちに取消し得る
が否が相当疑問の余地があること、
過去における認可の詳細な経緯及び
今回の取消意向の真意。

(3) 通産省としては合同石油審議會に
日本政府からオブザーバーとして参加したい

GB-3

外務省

電信課長

19

漢

字

濟

209

3

この意向を有していること、米・琉側の
 感触。

()

GB-3

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

3/3

電信写

総番号(TA) 57034
 71年 11月 2日 12時 17分 沖繩 主管
 71年 11月 2日 12時 23分 本省 発着 第北1

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

産業経済小委員会

第1117号 略

往電第970号及び貴電米北/第270号に関し
 給油所認可権の移管についてはりゆう政の態度未決定のま
 ま現在に至っているところ、10月26日石油合同審議会
 が開催され、民政府側よりおろし売業者3件に対する小売
 業免許付与のほか給油所認可権のりゆう政移管問題及び石
 油合同審議会の解散計画が付議された。同議にりゆう政
 側委員代理として出席したキンジョウ通産局商工部長がイ
 トウに述べたところ次の通り。

- (1) 小売免許の付与については名護、本部及びマテンの
 3業者が討議の対象となつたが、名護は申請通り認可し、
 本部及びマテンはサイトが他の給油所と競合するため、現
 在のはん売区域内のか所にサイトをおさめさせることとし
 て保留した。この結果現おろし売業者9件のうち7件まで
 が小売業者として認められたことになる。
- (2) 他の2議題については殆んど討議する余ゆうなく次
 回に持ち越しとなつた。

外務省

- 大政事外外儀官
- 務務 典房
- 次次
- 臣官官 審審長長
- 儀総人 電厚計
- 事文会 営給
- 調査長 参企析調
- 領移 参領旅査移
- 長
- ア 参地中東
- 長 北東西
- 参北北保
- 中南番 参一二
- 欧 参西東洋
- 長 西東
- 近ア 参書近ア
- 長 次総経国資
- 経 源
- 長 参貿統
- 経協長 参政技一理
- 参 国企二
- 参参協規
- 長 参政経科
- 国 軍社專
- 参道内外
- 長 文長
- 一二

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(3) 特に給油所認可権の問題についてはりゆう政事務当局は当初りゆう政への移管に消極的であつたがその後上層部において移管を引受けなければ悪影響ありとの判断から引継ぐ方向にほぼ決定しつつあつた。然るに最近に至つて復帰後相当期間日本政府は給油所の新設を認めない意向であるとの判断から新規の設置申請33件が提出されている現状において単にこれをどう結することのみが職務となりいたすに許可保留の責任をりゆう政が負うこととなるとの意見が強くなりつつある。しかし通産局としては移管を前提として人員の予算等の積算を行ない近日中に局長会議に付議する予定である。

(丁)

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 59357 主管
 71年11月15日19時00分 沖繩 発
 71年11月15日19時11分 本省 着

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

代理会議

第1177号 略

往電第1105号に関し

1. 5日午後行なわれた代理会議の様次を通り、
 1. フイアリーより、米国の上院が圧倒的多数をもつておきなわ返かん協定の批准に対する助言と承認を与えたことをよるこぶ旨、及びこれが日米友好関係に大きなこうけんをなすとともにおきなわ返かんへの大きな一歩となるべき旨を述べた。

2. 11月10日セネストの際の不しよう事件に関連して、フイアリーよりオフレコとして、本/5日午前故山川警部のそうぎに参列したがかなしみをあらたにした旨述べるとともに、米側は、かかる事件が2度と起らぬために軍及び民政府をあげてりゆう政に対するできる限りの協力をおしまないと述べた。また、「1」は、今後かかる場合にとるべき措置として、(1) 現在米本土で行なわれているようにデモ主催側にある程度責任を負わせ、かかる不しよう事の起らぬよう監視せしめる。(2) デモ参加者がマスクを

秘

大政事外外儀官
 務務 典房
 次次
 臣官官審審長長
 備総人電厚計
 書文会營給

調査長 参企折調
 領移長 参領旅査移

ア 参地中東
 長 北東西
 参北北保
 中南審
 欧 参西東洋
 長 西東

近ア 参書近ア
 長 次総経国資
 経 源
 長 参貿統国
 経 参政技一理
 協 国企二
 長 参条協規
 国 参政経科
 長 軍社專
 情 参道内外
 長 文
 一 二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

かぶることを禁止する。(3) 不法行為者にあかいせん料をふりかけ証拠とする等の方法を例示した。

3. 更にファイアリーより7月10日26日民政府がりゅう大学長らと行なつた民政府公文書コピーの提供についての会議の議事要録(空送する)を配布しつつ、米側としては民政府裁判所、りゅうきゆう財産管理官室及び3公社の文書については復帰までに日本側に引継ぐ用意があるが、その他についてはりゅうきゆう大学が特定のトピックを指定すればこれに関連する資料が秘であるか否かを調査した上でワシントンに照会し、その了承が得られれば先方が経費を負担するという条件で考えてみたいと述べた。

4. ファイアリーより、米側は、行政権移転第3段階(PHASE III)の討議事項として提起すべきものを現在内部で検討中なる旨述べた。(会議後「フ」は、ヨシオカに対し、7/8日帰任の弁務官の決裁を得次第具体的なアイテムの形で当方に内示できると思うが、日本側からも提案があればぜひ出して欲しいと述べたので、ヨシオカより、米の提案をかん迎するが、第2段階の諸事項もペンディングであるうえに国会開会中でもあるので日本側から直ちにRESPONDしうるか疑問であるが、復帰時点における行政的重みを少しでもけい減するためにも、第3段階は大切であるから検討したいと述べておいた。

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

5. 英語センターの閉さにつき、ファイアリーより、りゅう政の閉さ決定は新聞報道で初めて知つたが遺かんなことであると述べつつ、去る7月からりゅう政に引継ぐにあつては同センターの機能をHIGH QUALITYに維持運営するとの条件であつたところ、右の如き事情であれば諸設備を撤去せざるを得ない(建物は復帰時に日本政府に引渡す)と述べた。

(丁)

(回覧番号 3078) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘	符号表示 略 平	※ 総第 1126 212 号
※ 第 414 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 発	NO. 26 21.00
大至急・至急 普通・LTF	発電係	(9)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和46年11月26日 起案者 電話番号 2466
---	-------------------------------	---

協賛先 条約課長 安全保障課長

大使 在 神尾高澄 総領事	臨時代理大使 代理 外務 大臣 発
------------------	----------------------

電報 在 神尾高澄 総領事	臨時代理大使 代理 外務 大臣 発
------------------	----------------------

件名 合同石油審議会の機能
往米北1第270号に關し。
1. 本件に關する産経小委の今後の動き
等については報告なきと雖、最近 当方
が ~~輸入~~ 入手した本件未確認情報 (訪
神政界関係者の言なる由。) により、以下の

電信課長
字 濟
通商省 向 神尾高澄 氏 へ 連絡 取り たい こと あり 225

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

2
如きものがある。
(1) 米民政府は、近々中に本件機能たる給油所認可権を琉政へ移譲する
(2) 琉政は、現在50数件のガソリンスタンド新設認可申請を受理しているが、米民政府より右認可権限の移譲を要す次中、申請者中、現革新政府支持者に限る優先的に認可を付与しようとしている由。
2. 当方としては、復帰後の本件移譲につき、すでに賛意を表明している次中はあるが、本件につき助言と援助を与える立場にある日本政府としては、琉政がかかる意向を持っているとすると復帰後の石油販売

GB-3

外務省

行政の見地から好まれないと思わ
 ざると得ず、本件権限の移譲に
 つき再検討の要ありとも思料され
 る。 ついては、上記1.(1)、(2)
 の事実関係等につき至急詳査
 の上、結果回電ありたい。(3)

沖縄給油所問題について

46.11.26

本件について信頼すべき情報によると
 沖縄における給油所建設について、現在認

(1)

可権を有する米民政府より琉球政府が権限
 移譲を受けた場合には直ちに40~50ヶ所

OK当時

石油部副長等の給油所を追加認可する動きがあるとのこと
 又、この認可が事実の有無について至急確認

行方不明
 (2) 後援

されたい。

他の本土

としてこれが事実であれば復帰後の沖

要部承認

南支

カリフォルニア

線におけるガソリン等石油製品の流通秩序

認可の旨

維持にとつて極めて大きな支障に及ると、政府

は十分注意を

あるべきこと

本国内で口会筋に表明している内容とと大

きく相違したことに及ると考えらるるので上

至急 琉球政府主席に対し 右权限の移譲
を要する際、あつた復原後の内閣新規

給油所の認可は行なわねよう申し入れあ
りたい。

以上の点につき至急17回電願したい。

GA-6

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘

大政事外外儀官 電信写

務務典
次次厚
臣官官審審長
儀総人電厚
書文会管

総番号(TA) 62800
71年 12月 15日 15時10分 沖(5電) 主管
71年 12月 15日 15時17分 本省 発着 秘北

外務大臣殿 菅瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

調査長
領移長
参析調
参領旅查多

合同石油審議会の機能

第/227号 略

貴電米北/第4/4号及び往電第///7号に関し

1. 冒頭貴電(1)については、同往電にて報告のとおり
りゆう政側の態度未決定のまま現在に至っており、近く通
産局長及び企画局長間で話し合いのうえ局長会議に付議す
る予定となっている。

また米側としても、最近フランスがヨシオカとPHASE
E II の各議題のとり進め方につき協議した際、本件
については米民政府はPOLITICAL REASON
により暫らく審議をとる結したい意向である旨述べており
、近々に給油所認可権がりゆう政に移管されることとはな
らないものとする。

2. 冒頭貴電(2)については、現在りゆう政が米民政府
から回付されたスタンド新設認可申請は35件(うち2件
は現存おろし業者(石油商会)の本部およびマテンに新設
申請のもの)であり、そのうち20件程度について実地

ア 参地中東
長 北北西
米 参北北保
中 参一
南 参西東洋
審 参西東
欧 長

近 参書近ア
ア 次総経国
長 参買統
経 参政技
協 長 国
長 参参協
国 参政経科
情 軍社專
長 参道内外
文 長

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

いては供給価格をはじめその他の諸条件がおり合えば現行のエツソ・民政府間契約どおり引き継ぐ用意がある旨述べた。

3. これに対し、上記(1)、(2)についてはMCLUNGより日本政府の方針を了承する旨発言あり。(3)についてはLOMBARDより新契約案は現在ワシントンに送付中であるが、現行契約どおりとする場合には、(イ)価格のREVIEWの時期(現行は3年ごと)、(ロ)OPEC交渉による値上り分の処理、(ハ)契約の一方的破棄条項等の取扱いについて種々問題がある旨を指摘していた由。

(了)

外務省

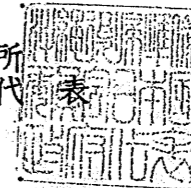
秘密標記(赤色)

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

() 第 224 号
昭和 47 年 5 月 11 日

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所
高瀬 代 表



(件名)

給油所設置許可申請に関する陳情

引用公・電信
日付・番号

往電 48 号

5月1日 名護市在位の崎原吉武氏から

給油所設置許可申請者数石は当事務所を

来訪し、本件に関する陳情を行なうことと

その陳情を示した陳情書の一部別添送付する

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属郵便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:
本信写送付先:
省内写配布希望先:

GA-3-1

在外公館

通関
総務
経理
庶務
電力
労働
調査
カナダ
局庶務



47
本林
李
3
20
2
1
く
ゆ

M
I
T
I

処理方法を検討せず、民政府に対し何卒の
提案もなしなのか、その真意を確かめると同時に
に早急に民政府に提示する様お願い致します。

1972年5月1日

名護市字名護25番地1	崎 英 吉 武
名護市字屋部2番地	山 里 将 義
金武村字入甲204番地	入 俣 徹
伊江村川平 108	蔵 下 豊 蔵
金武村字全民 265	津 嘉 山 朝 徳